

## 平成21年 5月議会

### (質問要旨)

1. 学校教育における「体罰」のとらえ方について
2. 朝ごはんの提供について
3. 一日保育士体験について
4. 「子ども農山漁村交流プロジェクト」について
5. 国歌の指導について
6. 学校区の弾力的運用について
7. その他

### (質問要約)

#### [問1] 学校の先生方のバックアップを！

1990年代後半から教師の体罰が過度に問題視され、現場の先生方の委縮を招いている。市民からは、学校での厳しい生活指導を求める声も多い。現場の先生方が、萎縮せずに統一した見解と態度で指導にあたるよう教育委員会がしっかりと基準を示し、現場の先生方のバックアップをして頂くように要望する。また今後、4月に出た最高裁判例を踏まえ国から体罰に関する新基準が示された時、本市ではその基準の周知徹底をどのように行うのか。

#### [答弁]

生徒指導にあたっては、全ての教職員の共通理解の下で組織的に取り組み、特にいじめや、学校の秩序を乱し、学習を妨げる行為等については、毅然とした指導に努めることが必要と考えている。今後とも文部科学省等からの通知については、その趣旨と内容を迅速に各学校現場に周知し、教職員が児童生徒の指導に際して、過度に萎縮することのないよう努めていく。

**[問2] 子供の基本的な生活習慣の啓発活動を！**

3月議会で市長が提案された学校での朝ごはんの提供には、「反対」との意見を述べた。しかし、子供に朝ごはんを食べさせることの重要性については、全く異論はない。青森県の鶴田町では「朝ごはん条例」を制定し、食生活の改善や地産地消、早寝早起き運動、食育推進などを進めている。本市も実際の朝食提供でなく、条例などで市の方針を示し、市民への啓発活動に努めるということにしてはどうか。

[答弁]

基本的な市民生活ともかかわる啓発活動については、今後、様々な機会を通して行うとともに、その精神や理念について現在策定を進めている「子育て・教育の基本となる条例」にも、健康づくり都市「吹田」として、どのように反映できるか研究していく。

**[問3] 子供たちが自信と誇りをもって歌える国歌の指導を！**

昨年の議会で、学校の式典での国歌斉唱時に起立しない先生方が多くいるという本市の現状を指摘したが、今年は「徹底した指導」があったと仄聞し安心している。しかし、市内には、国歌斉唱時に子供達の声が聞こえてこない学校もあるとのこと。新しい学習指導要領の内容も踏まえ、子供たちが自分たちの国の国歌を自信と誇りを持って歌えるように指導して頂きたい。教育委員会の見解は。

[答弁]

平成23年度より本格実施される新学習指導要領では、小学校音楽科で、国歌「君が代」は、いずれの学年でも歌えるようにすることと明示されており、今後も、年間指導計画に明確に位置づけ、子どもたちが国歌の大切さを理解して、自信を持って歌えるよう各校への指導を充実していく。

**[問4] 市長のリーダーシップで学区問題の早期解決を！**

市内の数か所で、マンションが増え生徒数が学校の収容能力を超えている学区がある。一方、その隣接学区の学校で教室が空いているという状況もある。学区変更の大変さはよく理解しているが、教育委員会だけに任せるのではなく、子供達の教育環境改善のために、選挙で選ばれた市長自らが先陣を切って、学区の弾力的運用に取り組まれるおつもりはないのか。

[市長答弁]

校区の弾力的運用については、地元の思いを十分踏まえながら、検討していかなければならないと考えている。今後とも、保護者や地域の方々と手を携え、教育委員会とも十分な協議を図り、子供たちが等しく充実した学校生活を送れるよう施策を推進していく。

(質問全文)

吹田新選会 神谷宗幣 個人質問をさせていただきます。

我々吹田新選会は、先月4月7日、府下約20の自治体の20~30代の議員を集め、「大阪教育維新を市町村からはじめる会」を結成し、大阪府知事と教育問題に限定した意見交換を定期的に行っていくこととしました。この会の目的は、府のトップである知事が、声高に教育改革を唱えられている機会に、少しでも現場の状況や要望を伝え、大阪の教育をより良い方向に導いてもらおうというところにあります。

その会の意見交換の中で、他市の状況を聞いておりますと、本市は学力テスト結果の非公開という点では出遅れてしまったものの、**全体的に他市と比べて教育活動に熱心で、教育委員会の姿勢も前向き**であることがわかりました。本市のこの傾向がより強まり、「**大阪では吹田の教育が一番だ**」と市民に自負していただけるよう、我々も活動を続けていきたいと思えます。

教育維新の会の取り組みに関連した質問は、会派の代表質問にて行いましたので、私はその他の教育に関わる問題について数点の質問を致します。

まず、学校教育における「体罰」のとらえ方について。

先月の28日、最高裁である判決が出ました。事案は以下のとおりです。小学校の休み時間に二年生の男の子が学校で教師にじゃれついたり、六年生の女の子を蹴ったりしたため、教師が注意をすると、その二年生の男の子が後ろから教師の臀部を二回蹴りつけ逃げました。そこで、教師が追いかけて捕まえ、男の子の胸元をつかんで、「もう、すんなよ。」と叱ったということです。これに対し、保護者はこの行為が学校教育法11条の「体罰」当たると主張し、国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を請求しました。裁判は一審、二審では教師側の敗訴でしたが、最高裁は、児童の悪ふざけの罰として行われた本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教師が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく体罰に当たるものではないので、教師の行為に違法性はないと判断し、教師側の逆転勝訴を言い渡しました。

この裁判の話聞いて、皆さんはいかがお感じになりますか。**この程度の教師の行為が「体罰」とされ、最高裁まで争われたという事実には私は驚きました。**このような状況では、教師の指導力が落ちていっても仕方ありません。このように体罰のとらえ方が広くなりすぎた経緯は、昭和23年の法務長官回答にさかのぼります。その回答では体罰を「懲戒の内容が身体的性質のものである場合」と定義し、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒も体罰に該当するとしたのです。しかし、こうした基準が示されても、今年32歳の私が小中学生の頃、つまり20年ほど前まではまだ、現場の先生方が生徒にげんこつを与えるといったことは日常茶飯事でした。しかし、私が学校で教師として指導に当たった8年ほど前には、何が何でも生徒に有形力の行使をしてはいけぬ、生徒からされた時は警察を呼びなさい、と指示を受けるようになっていました。そう考えると1990年の後半から一気に教育現場の指導に対する締め付けが厳しくなったということになります。しかし、

考えても見てください。自分勝手にふるまう生徒がいても教師が抑えることができず、注意して生徒から暴力を奮われたら警察に引き渡す、そんな指導法で生徒に対する示しがつくのか、生徒と教師の間に信頼関係が築けるのか。私は、短期間ではありましたが教育現場にいたものとして、こんな状態では指導ができないと感じていました。

文部科学省は、こうした現状を憂慮し、平成18年の教育基本法の改定も踏まえ、平成19年の2月に「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」という通知を出しました。これには、児童生徒のいじめや暴力行為に対して、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、教育委員会や学校は毅然とした指導を行うようにと述べられています。また、体罰のとらえ方については、その定義や範囲の判断が困難であるため、教員等が自らの指導に自信が持てない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もあると分析しています。その上で、この通知では地裁や高裁レベルの判決を引用し、どこまでの有形力の行使が体罰に当たらないとされるかの基準を示し、有形力の行使以外でも、清掃活動や放課後居残りなどは体罰に当たらないと明記しています。

以上の流れをふまえ、本市においては、体罰のとらえ方について、平成19年の通知を受けて現状において学校現場にどのような基準を与えているのか、お聞かせください。

また、本年4月28日の最高裁の判例を受けて、今後生徒指導における有形力の行使の範囲が新たに国から示されると思います。しかし、せっかく新基準が示されても、周知徹底が十分になされず、教師ごとに生徒指導の基準がバラバラということになっては、意味がありません。市民と話をしていると学校現場でのより厳しい指導を望む声が多くあります。先の文科省の分析にもあるように現場の先生方が、萎縮せずに統一した見解と態度で指導に当たれるよう教育委員会がしっかりと基準を示し、現場の先生方のバックアップをして頂くように要望します。今後、国から体罰に関する新基準が示された時、本市ではその基準の周知徹底をどのようになされるのか、現状での計画をお聞かせください。

次に、先の3月議会で市長が提案された学校での朝ごはんの提供に関連して質問します。前回の代表質問においては、学校での朝ごはんの提供には反対との意見を述べましたが、子供に朝ごはんを食べさせることの重要性については、全く異論のないところですので、3月議会の後、私なりに調査してみますと、青森県の鶴田町では、「朝ごはん条例」を制定し、ごはんを中心とした食生活の改善や地産地消の推進、早寝早起き運動の推進、食育推進の強化などを基本方針とし、健康長寿のまちづくりを進めていることがわかりました。上記の政策は阪口市長の政策と重なる点も多く、子供の教育の観点からも必要な政策だと考えます。

実際に学校現場で朝食提供することに重点を置くのではなく、今回の発案を契機に、今検討されている「子育て教育条例」に鶴田町の「朝ごはん条例」と類する方針を取り込んだり、本市の「健康づくり都市宣言」の趣旨にのっとり、吹田版の「朝ごはん条例」を作ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。実際の朝食提供でなく、条例で市の方針を示し、市民への啓発活動に努めるということに対しての担当部局の見解をお聞かせください。

次に、一日保育士体験についてお聞きします。

埼玉県では、私立保育園を中心に20か所の保育園が受け入れ先となって、保護者の「一日保育士体験」という活動を平成19年より始められています。保護者は朝9時に子供と一緒に登園し、16時に帰宅するまで保護者が保育士として実際の業務を行うということです。保護者としては、**親心が育つ、父親の育児参加の啓発に繋がる、子供の多様性や成長過程への理解が深まる、保育の大変さがわかり保育士との信頼関係が築けるといったメリットがあり、保育士としても保育内容が保護者の目にさらされ資質の向上につながる、保護者とコミュニケーションがはかれ園児の家庭環境がよくわかる**といったメリットがあるそうです。

保護者が仕事に追われ、子供と過ごす時間もなく親心の喪失が懸念されている今日、その親心をまだ親が初心者の中に、少しずつ育てていく絶好の機会となるはずですし、**保護者と保育園との信頼関係ができ、保護者が顧客意識をすてて、行政サービスや現場の先生方に感謝の気持ちを持ってもらえるようになれば、必ず地域の教育が変わっていく**と思います。

お聞きしますと、本市でも同じような保育体験を実施しているとのこと。本市では、いくつの保育園でどのような形で行っているのでしょうか。広報や募集はどのようになされているのか。また、どのような効果がみられるのか、体験をした保護者の方々が、保育体験を通じて何を感じたかをアンケートし、一般市民への成果のフィードバックなどは行われているのでしょうか。現状をお聞かせください。

次に、新学習指導要領の円滑な実施に向けた支援策の一環で、体験活動の充実を目指し、昨年の5月議会でも提案しました「子ども農山漁村交流プロジェクト」に対し、国が約10億の予算をつけてくれました。

このプロジェクトの目指す教育効果は何なのか、まず教育委員会の見解をお示しく下さい。

そして、昨年の5月議会では、「農山漁村での自然体験活動は、『心の教育』の視点からも注目されており、新学習指導要領に示されている体験活動の趣旨も踏まえ、十分に研究して参ります。」との返答を頂いておりましたが、その後いかなる研究をされてきたのか経過をお示しく下さい。

また、本市でもこのプロジェクトに類する活動を行っているかと伺っております。具体的な取り組みの現状をお示しく下さい。

さらに、今回の国の補助を使って、その活動を拡大することはできませんか。できるのであればその方向性を、できないのであればその理由を具体的にお答えください。

本市では、臨海学習にも力を入れているので、時間の確保が大変なのはよく理解しています。しかし、**できない理由ややらない理由を挙げては何も始まりません**。過去の調査において、こうした体験学習に力を入れている自治体の方のお話をお聞きしましたところ、始めたきっかけは首長や教育委員会の1メンバーの熱意であったということです。誰

かが「大変だろうが、子供たちのためにやってみよう」と始められたのです。全校で実施する必要はないと思いますが、1校でも多くこうした取り組みに手を挙げて頂けるよう教育委員会が促していただきたいと思います。心の教育といった効果だけでなく、こうした取り組みで農業や漁業の楽しさを知った子供が、将来国の1次産業を支える人材に育ってくれるきっかけになるかもしれないのです。こうした取り組みに対する教育委員会の積極的な見解をお示しく下さい。

次に、国歌の指導についてお聞きします。

昨年5月議会では、学校の式典での国歌斉唱時に起立しない先生方が多くいるという本市の現状に問題を投げかけましたが、その際の答弁どおり今年「徹底した指導」を行ったと仄聞し、その点については安心しております。

しかし、市内の状況を聞いておりますと、国歌斉唱時に子供達の声がしっかり聞こえてこない学校もあるとのこと。式典前には、市内の各校で国歌を練習する歌声がよく聞こえていたことは、いろいろなところから聞いてよく理解しておりますので、この方向で今後さらに力を入れた指導を続けて頂きたいと思っております。

新しい小学校学習指導要領解説の音楽の項目の中には、「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」と明記されております。今後は、子供たちが自分たちの国の国歌を自信と誇りを持って歌えるように指導して頂きたいと考えます。教育委員会の見解をお示しく下さい。

最後に、学校区の弾力的運用についてお訊ねします。

本市では、不況下にかかわらず、まだまだマンションの新築が続いています。町の人口が増えるということは喜ばしいことである反面、それが集中するとその地域の学校は収容能力を超えてしまい、子供たちが十分な環境の中で学習できないという弊害が生じます。

その問題で市民の方々と話をしていると、マンションの開発に市が規制をかけるべきだといった意見がよく聞かれます。この点、東京の江東区などはマンション建設規制の条例を作っていますが、条例自体に賛否両論があり、法律的にも条例にどこまで強制力があるか問題となっています。こうした問題に戸惑い、行政が手をこまねいているうちにマンションが増える地域では子供たちの学ぶスペースがないという問題に直面しているのが本市の状況ではないでしょうか。

一番理想的なのは、地域開発を計画的に考え、子供が増える地域の学校を建て替えておくことですが、そんな余裕は本市には無いようです。そうであれば、学校区の弾力的運用を考えてはいかがでしょうか。例えば吹田南小学校は既に教室がいっぱいで校舎の増築をしたものの、今後もマンションが立ち続け、校区内であと500戸ほど増えるようです。片や道を挟んだとなりの吹田第二小学校などは空き教室がたくさんあります。このアンバランスを調整するため、両小学校の間の地域に住む子供たちを段階的に校区変更させていくことや地域限定で校区の選択を可能にするなどの方策は考えられないのでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

もちろん校区変更に様々な反対の声が上がることは理解しています。しかし、その理由の大半が大人の側の事情であり、子供達の利益を考えれば、やはり十分なスペースと適当なクラス数の中で勉強させてあげたいと思うのであります。過去の校区変更の経過を聞くといつも教育委員会が市民との交渉の矢面にたつて、ただだらと時間がかかっているように感じています。そこは、選挙で選ばれた市長が自らリーダーシップを発揮し、子供や町全体の利益を考え、市民に同意を求めて、反対の意見も自分の責任で受け止めていくべきではないかと思うのですが、この点市長はいかがお考えでしょうか。今後の児童数の変化などを予測すると、学校の建て替えや統廃合、校区変更の問題は避けて通れない課題ではないかと思いますが、自ら先陣を切ってそうした問題に取り組んでいくおつもりはあるのかどうか、市長のお考えをお聞かせ下さい。

以上で1回目の質問を終わります。

#### (教育監答弁)

学校教育部にいただきました数点のご質問にお答え致します。

はじめに、教育とは情熱と愛情による導きであり、体罰はいかなる場合にも行ってはならないとの基本認識に立脚した上で、規範意識の涵養にもつながる児童生徒への懲戒については、年齢や、心身の発達、当該行為が行なわれた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件とともに、一人ひとりの状況に配慮するという観点が重要であることなどを、文部科学省の通知を基に示し、児童生徒への指導にためらいがないよう努めております。

社会や家庭が変化し、生徒指導にかかわる課題も多様化する中で、指導が困難な子どもたちや、保護者の協力が得にくい事例もあり、指導にあたっては、全ての教職員の共通理解の下で組織的に取り組み、特にいじめや、学校の秩序を乱し、学習を妨げる行為等については、毅然とした指導に努めることが必要と考えております。

今後とも文部科学省等からの通知につきましては、その趣旨と内容を迅速に各学校現場に周知し、教職員が児童生徒の指導に際して、過度に萎縮することのないよう努めて参ります。

次に朝ごはんに関わるご質問についてですが、朝ごはんをはじめとする基本的生活習慣の確立は、子どもの健全育成にとり大変重要なものと捉えております。親子で食卓を囲み、互いにさわやかなあいさつをかわすなど、基本的な市民生活ともかかわる啓発活動については、今後、家庭教育学級におけるセミナーの開催や、学校だより、教育だよりの活用をはじめ、様々な機会を通して行うとともに、その精神や理念について現在策定を進めている「子育て・教育の基本となる条例」にも、健康づくり都市「吹田」として、どのように反映できるか研究してまいります。

次に「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、農山漁村での長期宿泊体験活動を推進す

るもので、教育効果としては豊かな人間性や意欲・自立心を育むなど、社会人としての基礎的な能力の養成を目指し、文部科学省が募集をしております。

本市におきましても、宿泊学習における体験活動をすすめているところであり、地元の方々の協力も得ながら、小学校修学旅行では7校で酪農体験やジャムづくり・塩づくり体験、中学校では8校で地引き網や泥染め体験なども行っております。今回のプロジェクトは、小学校を対象としており、宿泊日数が多いこと、モデル校でなくなった後の継続性が求められていることなどから応募する学校はございませんでしたが、今後中学校を対象にした事業の提案があれば積極的に検討していきたいと考えており、力強い子どもの成長を支える教育活動の一貫として、体験活動の充実に向け努力をしております。

次に、国歌の指導につきましては、学習指導要領にもとづき、小学校では音楽科の授業の中で、いずれの学年においても適切な指導をおこなっており、入学式や卒業式などにおいても、その意義を踏まえ、国歌を斉唱するよう指導しております。

平成23年度（2011年度）より本格実施されます新学習指導要領では、小学校音楽科で、国歌「君が代」は、いずれの学年でも歌えるようにすることと明示されており、今後も、年間指導計画に明確に位置づけ、子どもたちが国歌の大切さを理解して、自信を持って歌えるよう各校への指導を充実してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### （児童部長答弁）

児童部にいただきました保育所における一日保育士体験についてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、18あるすべての公立保育園におきまして、春・秋の時期に保護者の方に来ていただき、園での子どもの様子を見ていただく保育参観を実施しております。

その一環として、様子を見ていただくだけでなく、実際の保育体験を通じて、子育てへの関わり方を学んでいただけるよう、半日又は一日の間、保護者に保育士となっただき、わが子のクラスと一緒に遊んだり、食事や排泄などの生活の一部を体験していただいたりするなどの取組みを行っております。

この取組みには、乳児期の0歳及び1歳児クラスのほぼ全員の保護者にご参加いただいております。また、父親の育児参加を促すことなどを目的として、父親が参加しやすい土曜日に参観日を設定し、その中で遊びの伝承を行ったり、各クラスの懇談会や離乳食講習なども行ったりしており、ご家庭での保育に役立てていただいております。

参加された保護者の方からは、体験後のアンケートや連絡ノートなどを通して感想が寄せられており、「日頃の子どもの様子がわかり安心した。」「どう対応していいのか困っていたが参考になった。」「わが子が過ごす保育環境を自ら体験することによって、保育に関する理解が深まった。」などの評価をいただいております。

また、私立においても公立と同じような保育参加を実施しているところもありますが、中には、保護者だけでなく、地域の方を対象に掲示板等で公募することにより、保育体験を実施しているところもございます。

このような保育士体験についての取組みや体験後の感想などにつきましては、園だよりなどでの保護者へのフィードバックはもちろんのこと、一部の地域におきましては、地域向けの新聞などにより市民へも情報提供を行っているところでございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### (学校教育部長答弁)

学校区の弾力的運用に関するご質問にお答え致します。

教育委員会といたしましては、本市の小中学校において、住宅開発等により児童生徒数が急激に増加し、普通教室に不足が生じることが予想される場合、住宅開発業者に対し戸数の抑制をお願いするとともに、教育環境の低下をまねかないよう、校舎の増改築をはじめ様々な対策を講じてまいりました。

ご指摘の隣接する小学校区において、児童数のアンバランスが生じ、その解決策として、校区変更や学校選択を実施する場合は、長期にわたって小学校区内で培われてきた地域コミュニティに影響を及ぼしかねないこと、また、本市の通学路の安全対策が小学校区内の地域の方々の協力を得て実施されていることなど、過去の事例の検証から難しい問題が生じるのではないかと考えております。

教育委員会といたしましては、子どもたちの教育環境の低下をまねかないよう、学校や地域の状況を踏まえて様々な角度から検討し、保護者や地域のみなさまに対し十分説明を行いながら、ご理解を得るなど慎重な対応が求められているものと認識しているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (市長答弁)

神谷議員からいただきました、学校区の弾力的運用に関しますご質問にご答弁申し上げます。

私は、常々、「地域の宝」である子どもたちは、地域で見守り育てていかなければならないと考えているところでございます。

こうしたことから、教育環境の整備につきましては、家庭、学校、地域の3者が連携、協力しながら子どもたちを健やかに育ててまいりますことを基本に、地域に根ざした質の高い公教育を進めております。

こうした中、少子化の進行や住宅開発などに伴う児童・生徒数の変動に対しましては、例えば、同一中学校区内の小中学校間で児童数に著しい開きが見受けられる場合などは、校区の弾力的運用につきまして、地元の思いを十分踏まえながら、検討していかなければならないと考えております。

今後とも、保護者や地域の方々と手を携え、教育委員会とも十分な協議を図り、子どもたちが等しく充実した学校生活を送れますよう施策を推進してまいります所存です。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (再質問)

お許しを頂き、2回目の質問をさせていただきます。すべて要望ですので、答弁は結構です。

先ほどの答弁で本市の保育士体験の取り組みを聞いて、非常に進んだものであると感心しました。せっかくそれだけの規模で行っているのですから、保護者や地域の方だけではなく、市民全体にその取り組みを周知し、子育て世代の親の学びや悩み、保育や教育の現状について考えてもらう契機として頂きたく思います。それには各園で個別に感想などを集めるのではなく、統一したフォーマットでアンケートなどを行い、親の意識がどう変わったかを数値で表せるように工夫して頂くことを要望します。

そうした数値を持って本市の取り組みの先進性を市民に伝えて下さい。

学校区の弾力的運用については、市長から「地元の方の思いを十分踏まえて検討していく」とのお答えを頂きました。是非市長自らそうした思いをくみ取ってより早く政策を進めて頂き、子供達のより良い教育環境を作って頂きことを要望しておきます。

以上です。